

がん登録等の推進に関する法律に基づく診療所の指定に関する事務取扱要領
(趣旨)

第1条 この要領は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）第6条第2項及び同法施行規則（平成27年厚生労働省令第137号）第14条に定めるもののほか、知事が、全国がん登録に係る届出対象情報の届出を行う診療所を指定するために必要な手続を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 指定を受けようとする診療所の開設者は、全国がん登録指定診療所指定申請書（様式1）を香川県健康福祉部健康政策課（以下「健康政策課」という。）に別途健康政策課が指定する期日までに提出する。

2 知事は、前項の指定申請書を受理したときは、法第6条第2項に規定する届出対象情報の届出を行う診療所（以下「指定診療所」という。）として指定を行い、全国がん登録指定診療所指定書（様式2）により通知する。

3 知事は、前項の指定を行ったときは、当該診療所を所管する保健所長にその旨を通知する。

(指定の期日)

第3条 指定は、原則として、前条の申請があった日が属する年の翌年の1月1日付けで行う。

(申請内容の変更)

第4条 指定診療所の開設者は、当該指定に係る申請内容に変更が生じた場合は、全国がん登録指定診療所変更届（様式3）を速やかに健康政策課に提出する。

(指定の辞退)

第5条 指定診療所の開設者は、その指定を辞退する場合は、全国がん登録指定診療所辞退届（様式4）に全国がん登録指定診療所指定書を添付して健康政策課に提出する。

2 知事は、前項の辞退届を受理したときは、当該辞退届に基づき、法第6条第5項に基づく指定の取り消しを行う。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に知事に提出された全国がん登録に係る指定診療所の指定申請は、この要領に基づき提出されたものとみなす。

3 この要領は、平成28年11月1日から施行する。

4 この要領は、令和7年4月1日から施行する。